平成２６年（フ）第８５号
岐阜県恵那市三郷町佐々良木316番地
債務者　足立　勝俊
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２６年（フ）第２２６号
静岡県熱海市咲見町７番29号　武富ビル301号
債務者　長沼　博久
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２６年（フ）第１５７号
静岡県富士宮市万野原新田3069番地の29　レオパレスベルシャトレ205号室
債務者　石塚　　貴
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２６年（フ）第２９号
京都府福知山市前田新町348番地の２、住民票上の住所京都府綾部市神宮寺町蟹田13番地の１
債務者　山崎　広人
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２６年（フ）第４４８号
堺市中区小阪601番地１　メゾンラフォーレ202号
債務者　小林　和生
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第４９９号
堺市東区菩提町３丁104番地３　阪田ハイツ203号
債務者　山本　陽平
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第６０４号
大阪府高石市加茂４丁目５番37号
債務者　松本　邦夫
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第６１４号
堺市南区赤坂台３丁９番30―104号、前住所横浜市港南区野庭町634番地　野庭団地５棟523号
債務者　濱田　　葵（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第６１７号
大阪府高石市西取石６丁目２番13―105号、前住所大阪府高石市加茂２丁目３番６号
債務者　三浦　愛美
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第６３９号
大阪府富田林市清水町３番８―708号
債務者　藤戸　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第２５号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2256番地の１ディアス帆足Ｂ102号
債務者　吉平　寿歳
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
大分地方裁判所日田支部
平成２６年（フ）第２７８０号
大阪府茨木市春日５丁目６番７号西井マンション102号
債務者　川本　　稔
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第３０４６号
大阪府大東市北条２丁目18番７号　アーバンＳライフＢ棟202号
債務者　薛　　昌祐
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第３１９１号
大阪府寝屋川市寿町61番22―210号
債務者　松本　通夫
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第３３０６号
大阪市天王寺区北河堀町２番２号　シェトワ北河堀302号
債務者　京井　真紀
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第３３１８号
大阪市平野区喜連５―５―52、住民票上の住所大阪市平野区長吉出戸４丁目５番38―511号
債務者　吳屋　浩明
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第３４４０号
大阪府茨木市太田２丁目６番５号クロスロードⅡＢ棟302号、前住所大阪府茨木市東太田３丁目１番８―920号
債務者　松元　盛行
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部